

平成27年川俣町議会第8回定例会会議録

平成27年川俣町議会第8回定例会は、6月9日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 斎 藤 博 美 君	8 番 菅野意美子君	9 番 新 関 善 三 君
10 番 菅 野 正 彦 君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石 河 清 君	15 番 遠 藤 宗 弘 君
16 番 黒 沢 敏 雄 君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 古 川 道 郎 君	副 町 長 伊 藤 智 樹 君
総 務 課 長 佐 藤 広 一 君	企画財政課長 佐藤真寿夫君
町民税務課長 羽 賀 洋 一 君	会 計 管 理 者 高 野 誠 市 君
保健福祉課長 丹 野 雅 直 君	建設水道課長 斎 藤 和 弘 君
原子力災害対策課長 宮 地 勝 志 君	産 業 課 長 寺 島 喜 美 夫 君
教 育 委 員 長 佐 藤 捷 善 君	教 育 長 神 田 紀 君
教 育 次 長 佐 藤 修 一 君	生涯学習課長 増 賀 喜 芳 君
総務課長補佐 大 内 彰 君	

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高 橋 清 美 書 記 長 岡 健 一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において15番議員 遠藤宗弘君、1番議員 村上源吉君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，これより一般質問を行います。一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。10番議員 菅野正彦君の登壇を求めます。菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） おはようございます。10番 菅野正彦でございます。東京電力福島第一原子力発電所事故から、4年3カ月が過ぎようとしておりますが、我が町は、山木屋全地域が避難を余儀なくされ、生活拠点の除染は終わっても、今後どのような生活設計を立てたらよいか、思案に余るものがあると思います。帰還を諦め、他地域に永住の地を求めた方もおります。それでなくても、我が川俣町は、過疎の一途をたどっております。この原発事故がもたらした避難や食の安全、子どもの健康や将来への不安は図りしれなく、なお一層過疎化に拍車をかけることになりました。

復旧・復興は道半ばではありますが、まちづくりの大きな事業の一つには、企業誘致もありますが、同時に合わせて取り組むべき基礎的生産年齢人口の維持があると思います。そのためには、少子化対策に今、本気で取り組まないと手おくれになります。

第5次川俣町振興計画を立ててから5年経過いたしました。その経過時期によると、平成34年には、川俣町の人口は1万2,150人、そのうち生産年齢人口は、6,155人ですが、全て原発事故前の計画であります。近年の子どもの出生率は、70人前後です。原発事故により、それらの計画と実績は事故後どのように変化したのか。

国においては、昨年10月、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、急激な少子高齢化の進展に向け、的確に対応し、人口減少に歯どめをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地域におけるワークライフバランスを確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施するとあります。隣の市では、第3子以降に50万円の出産祝い費を出す制度で、第1号の対象者が誕生し、ニュースになりました。今、川俣町は、この国の制度を生かして少子高齢化に歯どめをかけ、町長が目指す安心して子育てができるまちづくりになればと思い、次の大きく2点について、当局の考えを質します。

1、川俣町第5次振興計画以降、5年ごと20年先の人口見通しと生産年齢人口は

どのように考えているのか。

2、第3子以降に100万円、第2子に50万円、第1子に30万円の出産祝い金を出してはと思うが、当局の考えを質して私の質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さんおはようございます。きょうも一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、10番 菅野正彦議員のご質問にお答えをいたします。初めに、川俣町の第5次振興計画以降、5年ごと20年の人口見通しと生産年齢人口はどのように考えているのかについてのご質問でございますが、国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。

また、地方公共団体においては、地方人口ビジョン及び、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を努力義務として、昨年12月の閣議で決定されたところであります。このことから、本町におきましては、本年2月、庁内に川俣町地域創生推進本部を設置し、先月27日に、人口減少問題の克服と、地域の活性化について協議、検討するため、学識経験者、各種関係団体代表者等からなる第1回川俣町地域創生推進会議を開催したところでございます。

人口の見通しにつきましては、本年12月を完成目標としております、町独自のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴い、現在の町の現状や人口動態等を分析し、平成52年までの人口を推計することとしており、12月には公表したいと考えております。

また、生産年齢人口につきましては、平成25年には8,310人、平成26年には8,011人、平成27年には7,738人と減少傾向にあり、労働力の減少や、地域活力の低下、社会保障費の増加等、さまざまな面での影響が懸念されます。こうしたことから、住民との協働による一層の地域の活性化、定住人口の増加、交流人口の拡大、行財政基盤の強化、教育や福祉などの質の高い行政サービスの提供など、第5次振興計画に基づく総合的な施策を継続していく必要があります。

このため、人口の減少に歯どめをかけることに特化しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、今後も本町が継続して発展し、住民が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、各種施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の第3子以降に100万円、第2子に50万円、第1子に30万円の出産祝い金を出してはと思うが、当局の考えはについてのご質問でございますが、出産祝い金につきましては、少子高齢化、生産年齢人口の流出など、人口構造、人口動態の問題に対応するため、川俣町定住化促進総合対策事業の一環といたしまして、平成26年度以降、第3子以降の出産に際し、1万円から5万円に引き上げて交付することとしております。平成25年度は21件、平成26年度は22件と、ほぼ横ばい

の交付実績となっておりますが、一方、出生数につきましては、平成２２年度の９８人をピークに、平成２３年度は東日本大震災の影響もあり６７人に大きく減少し、平成２４年度は７３名に増加しましたが、平成２５年度は７６名、平成２６年度は６０名と、総じて減少傾向にあります。

そのため、町といたしましては、まずは結婚や出産の希望を持っていながら実現できない社会的要因を追及するとともに、その分析結果を踏まえ、結婚、子育て、教育、雇用、まちづくりなど、関連分野の施策を検討する必要があると考えており、今後、出産祝い金の増額も含め、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の中で、川俣町地域創生推進会議でのご意見をよく伺いながら、人口減少対策等について十分検討を進めてまいる考えでありますので、ご理解賜りますようお願いをいたしまして、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野正彦君。

○１０番（菅野正彦君） 若干、再質問させていただきます。

第５次振興計画は、原発事故前に計画されたものだと思いますが、原発事故によって川俣町が進めていたＩターンとかＵＩターンとか、定住化促進などのいろいろ施策を講じてきたと思いますが、私たちの近くにも古い農家を買って都会の方が住んでいた方がありますが、そういう方も今はここにおりません。そういうふうな川俣町が進めていた少子化対策も含めてですが、人口増にいろんな事業を取り組んでいたやつが、この原発事故によってかなり減速したんではないかと思いますが、その件はどうですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今、議員お質しの、原発事故前、川俣町はＩターン、Ｕターンについても田舎暮らし等も含めて積極的に事業展開を図ってきました、それぞれの地域にＩターンの方等も住まわれている実績がございましたけれども、この原発事故によって、そういった方々もまた戻られ、そしてまた新たにそのような事業で来られるということは、今現在はない状況でありますけれども、ただ、その中にもあっても一部に町内に住宅をつくって住むということで来られた方もおります。これからは、今、本当に道半ばでございますけれども、復旧・復興を推進する中にもあっても、これからまた改めて川俣町へのＩターン等も含めた交流人口の増大も含めた人口増対策の一環としては、このような事業も大切だと思っておりますので、これからは風評対策等もしっかりと講じながら、この川俣町の環境の回復の状況をＰＲもしながら、このＩターン政策も進め、交流人口の増大に図る政策もしっかりと進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野正彦君。

○１０番（菅野正彦君） あと、第５次振興計画の中で３４年度の人口が１万２，１５０というような計画ですが、それも原発事故前に計画されたものですので、それが３４年の人口、１万２，０００をどの程度割るような見通しに、今のここ２、３年原発事故後の川俣町の人口減少を大体、先にずっとシミュレーションするとどんなふうにな

るのか、かなり減るんではないかと思いますが、どうですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。第5次の町の振興計画に定めております将来人口の中で、今、ご質問ございました。平成34年度におきましては、総人口が1万2,150ということで記載をしてございますけども、現在、直近の県で出しております現住人口を見てみますと、平成27年1月1日現在で、現住人口が1万4,246人ということで、5次振興計画の平成28年が1万3,847人ということで数字を出しておりますので、余り違いはないということでございます。

現在、町長からも答弁ございましたとおり、原発事故等も踏まえまして、町の人口の推移等の現状分析をしまして、そういった人口ビジョン、ただいまの町の、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で人口ビジョンの策定の中で今後検討してまいりますので、そういった点でご理解をいただきたいんですけども、1万2,150人から、平成34年の数字でございますけども、そういったことも含めて、今後、検討させていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 今のままで行くと、川俣町の出生率が24年は75人、25年が73人、平成26年は60人と極端に減って、下手をすると50人台になる可能性もあるわけですが、川俣町は、今、一生懸命羽田の産業団地とか、あるいは西部工業団地を造成して、川俣町に住めば雇用の機会をかなり受ける、安心して住める町になるのかなと思うんですが、やっぱり安心して住める町というのは、安定した雇用と、安心して子どもを産み育てられる環境だと思います。今、このままの状態ですと、言ってみれば、工場、企業誘致しても、働く人が近隣の町村から集まっては来ても、川俣町に今の状態では定住する人がなくなってしまうんでないかと、むしろ定住者が少なくなって、近隣の人たちにとっては川俣町の企業に働けるということで、大変喜ばしいことにはなるかと思いますが、本当に川俣町の定住化とか、あるいは、人口増につながらないのではないかと思うので、いろんな少子化対策や、人口をふやすための定住化促進などのそういう計画の効果が期待されるような形での、今後の川俣町の振興計画をやっぱりきちとした格好で見直していかなくんではないかと思いますが、当局の考えを質します。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。ただいまご指摘をいただきました基本的な考えになりますけども、先ほど申し上げましたとおり、今後、町で策定をしてまいりますまち・ひと・しごと総合戦略の中の基本目標におきまして、お質いただいておりますとおり、地方における、町における安定した雇用の創出、そういった点を基本目標にして戦略をつくることとしておりますので、2点目につきましては、先ほど町長から答弁ありましたが、人の流れ、新しい人の流れをつくる。交流人口をふやすということも2点目の目標にして策定をしてまいりますし、3点目には若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、そういった目標を申しますとともに、

4点目として、時代に合った地域をつくって安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、そういった4つの基本目標を据えて今後、まちとしごと総合戦略を策定してまいりますので、年内の策定ということで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 福島県ではないんですが、隣の県の町ではありますが、やはり定住化を促進するために、20年間家族でその町に住むと、住宅を1戸提供すると、そういうことを言っている自治体もあります。そういうことで、とにかく人が集まってくる環境を整えば、類は類を呼んで人が集まってくるようになると思います。そういうことで、私がこれから言おうとすることも、先ほど言ったこれからいろいろ組織をつくってやろうとしていることの中で、全て検討されるんだと思いますが、私が今、言ったようなこともそういう中にぜひ織り込んで、効果のある定住化促進につながるよう質したいと思いますが、その件はどうですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。ご指摘いただいた点なども踏まえまして、実効性のある、効果のあるような方向で総合戦略を策定してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 川俣町は、近隣の全町、全村が避難している地域と違って、町民の気持ちもなかなか一つになれない複雑な気持ちのところもあります。そういう中で、今、川俣町に皆さんそれぞれ定住して川俣町のために頑張ろうとしている方々が多くいるわけですから、そういうことも地域のほかの方にも理解をいただいて、川俣町に来ていただくにも、ほかで50万出したから川俣町も50万出すかなというようなことでなくて、やっぱりほかでやってないような、画期的なことをやらなければ、今なかなか人なり定住が促進するようなことはありませんので、そういうことも含めて一つの質問は終わって、次に進みたいと思います。

次の、少子化対策というか、第3子100万円、第2子50万、第1子30万を祝い金に出してはということについてですが、子どもの数が近年、先ほど言った数字の人数です。今、川俣町は復旧・復興のために莫大な予算をかけて庁舎も含めてですが、複合施設や、あるいは工業団地や予算をかけているわけですが、子どもにかけている子どもの医療費無料化や、幼稚園や保育所のいろんな費用もそれなりに負担しているわけですが、それ以上に、子どもを産み育てる気になるような気持ちにさせるために、私は祝い金は出すべきだと思いますが、当局の考えをお聞きします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。川俣町では子どもたちが安心、育てる環境づくりのためには、本当に他にないといいますか、先駆けているようなことやっております。

すけれども、とりわけ学校の教育環境の整備等については、全力で今までもやってきている思いであります。その中であって、子どもたちはゼロ歳から義務教育が終わる15歳、高校まで18歳、そういった年齢、相対的なことに対しての子育て支援策についてはもっともっと踏み込まなければならない点もまた私もあると思っております。

そんな意味では、議員お質しの子育ての出産のお祝い金の例でございますけれども、こういったことについても、今度の子育て支援策の中でもいろいろ打ち出していきたいと思っている案件の一つであります。金額が幾らとかだけでは済まないところもあると思いますし、そういったことは内容も伴った中で私は充実していきたいなと思っております。祝い金を出すことについては、それはそれとして、これからの町としての考え方に入れていく考えでおりますけれども、ただ、そういうお金だけじゃないところの内容の充実も図っていかなくてはならないと思っておりますので、これからの計画の中にはそういったことも含めて取り入れながら、子育て支援の策の充実を図っていきたくて考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 私が提案しようとしている金額を試算してみたんです。過去の24年、25年、26年の出生した、誕生した子どもに当てはめて、平成24年だと第5子まであるんですが、第1子が29人、第2子が27人、第3子が17人、第4子が1人、第5子が1人と、第3子以降に100万ということで行きますと、大体これで4,120万、それから25年は同じような計算しますと、73人ですが4,090万、26年は60人に同じように当てはめると、3,610万なんです。今、本当に本気になんないと50人割って、40人にもなりかねないような感じがするわけです、この3年の経過を見ますと。今、ここから5万のお祝い金、62人に出しているとすれば、30万さっ引かれますが、出し方はいろんな工夫があると思います。もらった途端に他町に行かれたりしたんではもともともないわけですから、そういうことも含めて、いろんな出し方はあると思います。そんなことで、私はもう一度その辺をやはり何といっても先ほど言ったように、安心して子どもを産み育てられる環境というのは、やはりいろんな幼稚園や、保育所や、あるいは学校、あるいは医療の問題とかいろいろあると思いますが、やはり何といっても、50万でも魅力あるわけですから、100万だったら倍の魅力に私は感じると思います。そういうことで、ぜひ会議の中でこういうことも含めてやっていただくように、もう一度町長の意思を確認したいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。議員お質しの本質というのは、安心して子育てできる政策をしっかりとやっていけということだと思っておりますので、それと、今のような質問を含めながら、積極的に子育て支援策の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 4番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） おはようございます。4番 鳴原利光であります。

あの東日本大震災、東京電力福島第1原発事故から4年が過ぎ去りました。いまだにトラブル続きの福島第1原発、5月24日、国際原子力機関 I A E A が東京電力福島第1原発事故を総括する報告書で、日本の安全対策不足を厳しく批判した背景には、日本で原発再稼働への動きが進み、世界でも原発建設がふえる見通しの中、再び各国事故が起こらないことへの強い史観であります。

福島の事故前にも、1979年、スリーマイルアイランドの事故、1986年、チェルノブイリでの原発大事故が起きたにもかかわらず、日本はよそごととして原発の安全神話にあぐらをかき、電力会社と政府の規制当局は真摯な対策を怠ってきました。

日本での事故により、脱原発への風を切る国が続いている。しかし、日本は安倍政権が原発回帰を推進、この夏にも九州電力仙台原発が再稼働する見通しで、トルコなど海外への原発輸出も進めている。国際原子力機構は、言葉では使っていませんが、福島第1原発は人災であることを厳しく指摘しております。突然、なりあいやふるさと、人生、過去、強いて言えば未来も奪った事故、まだまだ予断を許さない状況にある福島第1原発、事故を風化させぬよう、川俣町全町民は、原発事故の被害者であることを明確にして、さきの通告書に従って、大きく3点、細部2点について質問をいたします。

大きく1点目であります。県は原子力災害広域避難計画を改定し、避難先が地区単位で指定された。細部1点、町民への周知徹底はされたのか。

細部2点、同計画に基づき、避難計画は考えているのか。

大きく2点、新中町に建築予定の復興公営住宅の入居計画は策定されたのか。

大きく3点、街路灯会所有の街路灯譲受の状況と、今後の整備計画はあるのか。

以上について質問をいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。初めに、県は原子力災害広域避難計画を改定し、避難先が地区単位で指定されたが、(1) 町民への周知徹底はなされたのかについてのご質問でございますが、町のホームページにおいて、地区ごとの避難先市町が記載された平成27年3月更新版、川俣町地域防災計画書を掲載し、周知に努めているところであります。

また、現在、避難時の混乱を避け円滑な住民支援を行うため、避難者が避難所へ行く前に、避難先市町村において一時集合する避難中継所の設置について、県及び受け入れ先の市町村と協議を進めており、避難中継所が決定次第、災害広報等を通して、改めて、町民の皆様へ周知したいと考えております。

次に、(2) 同計画に基づく避難訓練は考えているのかについてのご質問でございますが、同計画に掲載されている避難もと13市町村が、合同で避難訓練を実施しなければ、現実に沿った有効な訓練には結びつかないことから、本町のみでの避難訓練の実施については、現時点では考えていないところであります。このため、町では、今後、受け入れ先の市町との協議に加え、避難もと13市町村合同での避難訓練の実施について、県へ要請してまいりたいと考えております。

また、県との共催を計画している総合防災訓練につきましては、平成28年度の実施に向け、県を初め、警察、消防組合、自衛隊、電気・電話事業者などの関係機関との協議を鋭意進めてまいる考えであります。

次に、2点目の新中町に建設予定の復興公営住宅の入居計画は策定されたのかについてのご質問でございますが、新中町に整備を進めております復興公営住宅につきましては、現在、平成28年度中の入居を目標に建設を進めております。

入居に関する各種計画については、今後、詳細を協議してまいる考えであります。入居に当たりましては、7月までに間取り図案を準備し、さきに入居意向がありました52世帯の皆様に対して、改めて、ご意向を確認させていただきたいと考えております。

また、入居対象である居住制限区域や、子育て世帯の方のうち、さきに行った意向調査や聞き取りの際に、希望しないなどの意向を示されていた52世帯以外の方にも、必要に応じ確認してまいります。その後、9月議会定例会において、復興公営住宅の設置条例を上程させていただき、ご承認いただけましたら、速やかに正式な入居募集の呼びかけを実施する予定でございます。

次に、3点目の街路灯会所有の街路灯譲り受けの状況と、今後の整備計画はあるのかについてのご質問でございますが、街路灯会所有の街路灯の譲り受けの状況につきましては、6月1日現在で、6つの街路灯会、全291基のうち、二つの街路灯会から112基の譲り渡しを受けたところであります。

町では、街路灯の譲り受けの際には、必要な条件を整えていただくようお願いしていることから、条件が整うまでの間につきましては、各街路灯会が不公平とならないよう、また、負担軽減のため、電気料を全額補助することとしております。

譲り受けた街路灯の今後の整備計画でございますが、LED化されていない老朽化した街路灯につきましては、今後、整備計画について検討してまいる考えであります。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 再質問させていただく前に、鹿児島県の口永良部島で大噴火がございました。あの姿を私もテレビ等で見ておりまして、4年前を思い出すような考えになりました。そういう考えでやはり町もしっかりと計画をやっていただきたいんですが、それでは、再質問の本題に入ります。

今回、原子力規制委員会で5回にわたっていろいろな改定をしまして、指針ですか、それによって今年3月、指針が改定になりまして、県から町のほうに来たんですが、その中で町の先日、地域防災計画書をいただいたんですが、その中には避難的、総合的な考えの中に、スピーディを確保してやるんだと書いているんですが、原子力規制委員会は4月22日にスピーディは第1原発でかなり混乱をしたから、削除しますというようなことを言っているんですが、それは町で確認していますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えを申し上げます。県のほうに確認をしましたら、

原子力規制庁は、平成27年4月22日に原子力災害対策指針において、スピーディ活用を削除した。よって、県は今後、この計画の改定をする予定になっております。今の時点ではまだ削除になっていません。県の計画には削除になっておりませんが、4月22日の規制庁の削除によって、今後の計画の見直しの際、削除をするというような報告を受けたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） まさしく、我々住んでいる住民にとって、何を目標にして避難指示を受けてできるんだか、今言ったとおりですよ。原子力規制庁は、県が改訂版をつくる後に、こういうことをしているんですよ。いかにも福島県民をばかにしているんじゃないかと思うんですよ。福島県はもう少し厳しくするべきだと私は思うんです。その辺をわからなかったということなんですが、そういうことを県から流れたことは全然ないんですね。今、県は4月から危機管理機構部ですか、危機管理部もトラブルだらけなんで、私も信用してないんですが、そういうこともともに国、県からうのみにしないで、町は町なりにしっかりした対応しないと、町民の安全・安心は守れないんじゃないかと私は思うんですが、その辺もう一度ご答弁願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問に答弁を申し上げます。今、議員ご指摘のとおり、県からこのスピーディの活用の削除については、公文書等で町のほうに周知はされております。町のほうで改めて質問をした結果、回答があったところでございます。

今後、国、県の動向を見ながら、町も適切に防災計画のほうに反映をさせていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） いつまでもスピーディをやっているかもしれないのであれなんですが、原子力規制委員会は、スピーディ以外に住民に知らせる手段が取られていますか。スピーディによって山木屋、飯館のほうまで30キロ圏外のほうも、このたびの原発事故で避難されたわけですよ。まさしくスピーディがなければ、あのまま放射能の高いところで皆さん生活させられたんですよ。それを、風向きがわかるから今度廃止するんだっていう自体おかしいです。その辺もやっぱりグレーゾーンで住んでいる我が川俣町の地方自治体としては、しっかりと県や国に要望する。これがまさしく要望する。復興事業ばかり要望しないで、今、これからどうなんだということも国に働きかけることはできないんですか。その辺をお答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今お質しのスピーディの件でありますけれども、これは国が放射線の拡散状況を調査することでやったんでありますが、今回、規制庁がこれは使わないということは、また新たにこういった事故が発生した際のその周知、確認する方法が私はできたからやらないのだと思って伺っております。ですか

ら、国のほうはそういった面で責任を持ってこの事故対策に当たるという意味合いを持っているんじゃないかと、そんな思いであります。詳しく、こういう経過があつて、これをやらないんだということについての周知がないので、我々は県のほうに改めてこれはどんなことだということで聞いたところではありますが、そのような今、答弁申し上げたような内容にまだなっておりますので、もっと詳しく、じゃあ変わりはどうか、いざ避難計画や何かつくっておりますけれども、そのもとになる避難はどこから出るのか、どういうことなのかについての手法について、考えていることについて質していきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 町長、原子力規制委員会は、変わりに実際に測定された実測値を基準に避難を判断、重大事故が起きた場合は原発から半径５キロ以内は即時避難。５キロ、３０キロ圏は屋内退避後、実測値に基づいて避難すると言った。実測値って誰がはかるのか、私らにとっては、この規制委員会は原発稼働するための計画書をつくってんだか何だか、私らは不思議でしょうがないです。何でこういうふうになったかということは、スピーディで今回の事故で政府は強い批判を浴びたから、批判を浴びるのはやめろということなんですよ。そういうことなんですよ、町長。そういうことなんで、しっかりとその辺もご理解をいただきたい。これは別に川俣町が悪いとか思っていないです。これは国、県が悪いと私は思いますよ。国が一番権利あつて、被災県なんだから、しっかりと詳しく丁寧に説明するべきだと思うんです。この件に関しては、福島県知事と新潟県知事はかなり強い抗議をしたということで、うたっておりますけれども、やはりその辺も、ただ復興事業にばかりやるんじゃないくて、これから町民をどういうふうに守んだっていうこともしっかりと考えていかなくてはならないんじゃないかと思いますので、その辺もしっかりとこれから国とか県にしっかりと。

それで、この町の地域防災計画書の中に避難の１６ページに、屋内退避後、避難の実施までの流れということとなっておりますが、これは、国はあくまでも原災法の１０条と１５条を適用させて避難させるんだということで、町のほうもそのとおりで間違いないですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、その条項に間違いございませんので、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 原子力災害、原災法の１０条を見ますと、最後に都道府県知事または市町村長の要請により、その事態の把握のため専門的知識を有する職員を派遣しなければならないとなっておりますが、国のほうから、今グレーゾーンに住んでいる川俣町なんですが、そういう専門的な知識を持っている職員を派遣するような考えはないんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。今、現在ですね、議員ご指摘の

とおり、国から専門的な職員の配置について、今現在考えていないところでございますので、今後そういった事態が想定された場合は、いち早く国のほうに要望しながら、配置に努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今も、復興のために国のほうからおいでになっている方がおりますが、それはそれで構わないと思うんですが、やはりこれだけ未曾有の災害、ましてや原子力事故なんていうのは、誰しもわからないような事故ですよ。初めて推進部だの何だのって聞いたような事故だったわけですが、そういう中で、これから何十年、廃炉になるかわからないところがありますよね。そういう中で、専門的な知識がある方も、やはり国あたりで町村に配置するのも、事故が起きるのを前提とするんじゃないけれども、事故が起きる場合がまだまだあるわけですよ。そういう方が来て、きょうも新聞で出てましたけれども、別に事故ばかりじゃなくて、原子力というのはこういうのなんだという教育の一環にもなると思うんですよ。そういう人たちも派遣すべきだと私は思うんですよ。そういうことも町長、機会があったらぜひとも国のほうに要望していただきたいと。

また、原子力原災法の15条ですよ、震災のとき、3月11日、法律はいっぱいあっても、なかなか我々住民までは生きてこないですね。当時、原子力緊急事態宣言、国で総理大臣が発したやつだと思うんですが。3月11日16時36分、こういうのが入っているんですね。現在のところ放射性物質の施設の外部への影響は確認されていません。したがって、対象区域内の居住者、駐在者は現時点では直ちに特別な行動を起こすことは必要ありません。慌てて避難を始めることなく、それぞれ自宅や現在の居場所に待機し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等で最新の情報を利用してください。繰り返しますが、放射能が現に施設の外に漏れている状態じゃありません。落ちついて情報を得るようにお願いしますというような、内閣総理大臣が発していながらも、その当時はみんな移動しているわけですから、計画書をつくっても何にも生きてこなくて、何のための計画何だか、その辺もよくご理解していただきたいなと私は思うわけです。そういうことで、ひとつこれからもやっていただきたいなと思います。

それでは、細部の1点目に入らせていただきます。町民に情報を知らせるということなんですが、これからどのような形で町民に避難場所のあれをやる考えですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。先ほど町長が答弁をしたとおり、今後、避難先の市町村と避難中継所について今、協議しておりますので、避難中継所の設置が決まりましたら、避難先の市町村等調整をしながら、決まったら住民のほうに周知を図っていきたいという考えをしております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） それはいつごろまでやる考えですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問に答弁を申し上げます。いつごろということで質問があったわけですが、避難先の中継所がまだ決まっておりません。町のほうで避難先での中継所が決まっておりません。町のほうでお願いしているのは、福島市で4カ所、伊達市で5カ所、桑折町で1カ所、国見町で3カ所の中継所を要望しております。県のほうに上げておりますので、県のほうが今後各市町と、調整をしながら中継所の設置について、調整をしているところでございます。その中継所の設置が決まりましたら、町のほうで住民の周知に努めていきたいと思っております。

以上、答弁といたしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私は、県が示した広域避難計画も、皆さんこれは新聞に出ているから一般市民の方は見ていると思いますよ。ただ今回、中継所が決まっているって、中継所ってどういうことなんですか。この避難計画では、どこ地区が福島のココへ行きなさいと決まっているわけですから、中継所って何ですか、ガソリンか何か入れるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。中継所の役割ということで、各地区ごとに各避難中継所に一時集合させ、避難先施設に誘導することで、避難先施設での混乱を防ぎ、スムーズな避難をさせるためということで、中継所の設置については県の計画に基づいて設置をするところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 県、国、県、国で、それはそれで結構だと私は思いますけれども、できればやっていただきたいと思いますが。

まず、町民にそういうふうなことを知らせなくては、いつ県から指導を受けるんじゃないくて、町が県に言って、我々はグレーゾーンに住ませらちるんだよと、いざとなったらここは30キロ圏内、今だって規制委員会は30キロと言っているんですよ。30キロまでだったら、スポットなんて避難することなかったでしょ。30キロ、全国に被災するわけですから。北海道から北は九州、鹿児島までやっているんですよ。これは群馬大学の先生がつくった地図を私も持っていますけども、ほとんど拡散しているわけですから、そういう中でいまだかつて規制委員会は30キロ、30キロと言っているんですけど、30キロばかり考えていたんでは、これから恐ろしくてしょうがないですよ。そういうこと、もっと早く町が県に言って、きちんと住民に周知させなきゃならないんだ、何とかしろって、本当は町独自でつくるべきだと思うんですが、その辺どのように思うんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問に答弁申し上げます。あくまでも、この県の計画、県が

今回3月改定した暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画に基づいて、町のほうも今のところ動かざるを得ませんので、それに基づいてやっていきたいというような考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 中継所に行っているうちに放射能を浴びて、被害になると思うんですが。去年ですか、改訂版が出ましたよね、町でつくったやつ。この中には、屋内退避も含めて全部、地震災害、風水害、原子力災害、コンクリートの建物に一時避難して屋内退避しなさいというのがあります。その中に原子力災害対策委員の先生の中に、もろもろあるようでございますが、こういう中で、避難先、決まっていますよね。概要ですから、改訂版はつくる気あるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。前回、防災計画の概要版を住民のほうに周知したところでございます。今回、避難計画等、避難先についても、提示をしながらやっていきたいと考えております。住民の周知に努めていきたいと思っておりますが、今のところ中継所のほうがまだ確定しておりませんので、その確定次第、年度内にも町のほうは配付をしたいと思っておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分です。

（午前10時59分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君の一般質問を続けます。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 中継所の問題が出てきたものですから、県も、せっかく被災県なんだから、広域避難を1,226カ所制定しながらも、この避難所の話は1回も報道されてないわけですよ。まさしく総務課長が言うとおりの、基礎自治体としては中継所も制定して、そして避難場所を制定するというのが普通のやり方ですよ。みんなで行って、そこに入っても一遍にまんま食えるわけじゃないんですよ。それと同じだと思うんです。そういうことは総務課長もよくわかってないと思ひますよ。県もその辺をしっかりと、中継所はまずここなんだと、あんたらはここですよ、避難場所はここですということを、はっきり県あたりは言っていないんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。今、議員ご指摘のとおり、県のほうで避難先が決定をしたならば、中継所もあわせて周知をしていただきたいたいということで要請、要望をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4 番（嶋原利光君）　せっかく県には4月から危機管理部というものができたわけですが、できた途端トラブル続きで、どっちが危機管理してんだなんて県民から言われたような状況ですが。あと、計画に基づいて各地区ごとに避難場所は決まっていますよね。各地区、人数もちゃんと住民数も確保しまして。これも受け入れ先等は、県を通して話し合いしているんですか。あくまでも受け入れ先と、受け入れる側との話し合いはしてないんですか、その辺わかる範囲で結構でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君）　質問にお答えを申し上げたいと思います。今の議員お質しのとおり、まだ関係市町と個別に協議的なことはやっておりません。あくまでも今のところは県の指示等に基づいて計画をつくったところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君）　嶋原利光君。

○4 番（嶋原利光君）　今の説明では、新聞にも4月1日に大々的に出ているわけです。そうすると住民の方は、おらは川俣だ、東福沢は瀬上小学校、余目小学校、北信学習センターに行けばいいんだなと思っている方もいると思いますよ。そういうことをしっかりと住民に知らせるのが、やはりこの町の役目じゃないかと思うんですよ。県、国にばかり頼っていると、いつまでたっても避難されないと思うんです。

いいですか、原子力規制庁だって、4月にこういうこと言っているんです。平時から住民等への情報を提供しろと。そういうことをうたっているながらも、原発の被害から福島県はいまだかつて放射能の下で野放し状態で、住民を生活させるということをまざまざと認識しているような気がしてなりません。ぜひとも強く、国、県に私は要望していただきたいと思います。ただの絵に描いた餅ですよ。今、ドーンとなったらみんなここに行きますよ。防災計画の中でもちゃんとルートも書かれていますからね、どこどこ通っていきなさいと。通路までご丁寧に書かれているわけですから、ただ防災計画つくるだけじゃなくて、やはりこういうのもきちっと住民に知らせるあれがあるんじゃないかと思いますので、これはこれで終わりたいと思いますが。

次に、国は4年たっても、1回なりとも未曾有の災害があっても原発の事故の訓練はやっておりませんが、つい最近では、飯野町で、あそこは避難されていませんけども、避難されている方はいますけども、700人も住民参加して地震の原発という災害やったんですが、先ほど町長の答弁では、13市町村、隣接町村と調節しながらというのですが、これは住民は参加しないで団体だけで避難訓練をやるということですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君）　質問に答弁いたします。団体だけでやるということではなくて、住民も巻き込んで実施をしたいという考えで、住民も参加していただいてやる考えでいるところでございます。なお、来年28年度、川俣町が担当であります総合防災訓練もございますので、その際も、この原子力災害の避難訓練と同等の考えで進め

ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） 大なり小なり、やっぱり災害意識というものを植えつけるために防災訓練とか、原子力災害の訓練をやるべきだと思うんですが、できればやりたくないというのが現状だと思いますが、これほどの、我々が生きているうちに初めてあったような大災害ですので、今まで４年間１回もやらなかったということです。町の防災計画の中でも民生委員の方、あとは行政区長さんも集めて、こうやるといういろいろ能書きは書かれていますけども、いいですか、飯野町でやったやつは、町で見学に行かれましたか。４月２５日にやったんですよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問に答弁いたします。４月２０日に防災訓練、旧飯野町でやられたというのは周知しておりますが、町のほうで見学等に参加したというようなところは把握しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） ４月２８日には県警でもやりましたね。あと２９日は県もやりましたよね。これは国だけだと思うんですが、想定して地震のやつを。しかし、これだけ避難民を立てて、どんな形であろうと、住民総参加なんていうことはなかなか難しいと思うんですよ。せめて、行政区長、連絡員くらいまで、あとは民生委員の方、いろんな方のご協力を得ながら、やはり国はやるべきだと思うんですよ。

先日も私のところの自治会のあれもありまして、南自治会には、ちょっと話ずれますけども、町民運動会のとときゼッケンがないんだと。ゼッケンがないのは俺のところだけなんだということで、ゼッケンをつくるんだと、自治会長と話しました。運動会ばかりじゃないんだと、災害に遭ったときに誘導する委員もいらっしゃいます。そういう人たちもいるから、災害にも適用するようなゼッケンをつくれということで、自治会長は、ああなるほど、いいことだと。町もそういうことを考えたことがあるのか、あっても予算の関係があると思うんですが。

この前、私、飯野町を見てきました。大したものですよ、みんな。民生委員は民生委員、避難者は避難者、ゼッケンをみんなつけて避難訓練をやりましたよ。まさしく私、すばらしいなと思って見てきました。やはりそういうことも考えながら、町もこれから訓練すべきだと思うんですが、その辺どのようにお考えか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えを申し上げます。今の、議員お質しのとおり、避難訓練については、実践を想定してやっていきたいと思っておりますので、その際は、多少費用はかかるかもしれませんが、そういった備品等の購入も視野に入れてやっていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 総務課長の答弁のように、消防団とか、警察とか、消防署とかでやるのは、それはそれでまた別個ですが、一番はやはり住民誘導がないと、こういう大がかりな災害には、訓練しないとなかなか大変だと思うんですよ。ぜひとも、図上訓練でも私はいいと思うんですよ。公民館の大ホールで、川俣町の白地図をつくって、各地区の行政連絡員、区長さん、関係者を集めて、ここで原子力災害があったら、この地区の方はここに来なさいと。そういうのだって一つの訓練なんです。何でかんでみんな集めてやるばかりが訓練じゃないと思うんですが、それから始まって私もいいと思うんですが、そういう計画がありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。そういったことも想定をしながら、今後検討をしていきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） いつまでもやっていると時間がないので、最後にしたいと思うんですが、今、南海トラフ、いろいろ各地区で大震災を想定して、いろいろ各自治体も動いておりますが、川俣町の立派な地域防災計画があるんですが、職員用の災害対策マニュアルはつくっておりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。今、職員用の対応マニュアルについては、今後作成するよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） ぜひとも一日でも早く作成して、これほどの地域防災計画をいただいても、1ページから最後まで読むにはよっぽどの時間がないと無理なので、せめて職員用、または関係者用にはマニュアルだけはつくって、今、ほとんどの震災を抱えている自治体ではつくっております。抜粋して、この中からつくっていただきたいなと思っております。ぜひとも早急にやっていただきたいと思います。1番目の質問は終わらせていただきます。

2番目であります。新中町に建設予定の復興公営住宅の入居計画でございます。きのうも同僚議員からいろいろ質問を受けたと思うんですが、若干重複するところもございしますが、切り口が違いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先日も、桑折町で公営住宅が完成したというような新聞報道にも載っておりました。この中には町営住宅も含んでいると、まさしくいいことだなと私は思っておるんですが、これは国のお金でやる公営住宅ですが、4年過ぎたら町のほうに払い下げるというような話があるんですが、それは間違いないですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 質問に答弁いたします。4年後と今、申し上げられたよ

うですが、復興推進計画に基づく規制手続の特例措置のことかと思います。公営住宅法では、町営住宅入居者への譲渡処分の制限が公営住宅法の第44条第1項で規定をされております。その中で、対応年限が4分の1を経過後譲渡することができる定められているものでございますが、この東日本大震災に係る部分につきましては、この4分の1が6分の1に短縮されておるということでございます。通常の住宅ですと木造で7.5年、東日本大震災に係る部分につきましては、木造で5年ということになってございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 復興公営住宅は家賃が発生するんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 質問に答弁いたします。家賃でございますが、これにつきましては、公営住宅法に基づく住宅でございますので、家賃が発生します。なお、家賃につきましては、入居される方の収入によって各戸決定されるものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 発生するということなんですが、まさしくそのとおりだと私も思います。それで、川俣は復興住宅なんですが、乙8区と子育ての方にしか入居できないんだということでございますが、いろいろ図面などを見させていただいても、若い人が車1台しかとめられないような家に果たして住むのかなと。きのうも同僚議員が言ったとおり、建物の保証問題も進んでるようですので、皆さん、私も聞いた方、先日も私のほうにはがきをいただきましたけれども、住所変更になったということで、みんな住宅探しに走っているわけですが、そういう中で40戸つくって、国がつくるんだからいいわ、別におら一銭も出さねんだっていったって、ほとんど使って5億何ぼが足りないだと、あと国からもらえばいいんだと、そんなに国だって私も甘いとは思わないんですよ。果たして、先ほど課長が言っております。5年は軽減、あと10年間は軽減されるんですよ、家賃ね。そうすると、高齢者だってひとり暮らしを70歳で年金が100万の方、1年目は6,100円ですよ。6年目、7年目が9,500円。8年、9年が1万2,900円。11年目になると1万9,800円ですよ。今まで家賃を払って生活したことない山木屋の人が、家賃を払って住むのかということを危惧するわけです、私らは。そういうことも将来性を考えているのか、その辺お答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これ、ただ国からもらえばつくれば何でもいいんだという考えでやったんでは、私は町の将来の負の財産を残すようなものだと思うんですよ、絶対。私は、いつまでも国管理で復興住宅をやるなら構わないですよ。恐らく何年か過ぎたら町に払い下げますからと、町は要らないですよと投げられるなら構いません。恐らく投げられないと思いますよ。そういう中で、せっかくまだ図面もできてないんだっ

たら、津波で家をなくした方と、山木屋にはたまたま家はまだ存続していますよね、そういう人たちの違いだと私は思うんですが。先日、宮城県の岩沼、あそこは津波でやられました。その玉浦地区、皆さんも新聞等で見たと思うんですが、あそこは、金は自治体があれしたんですが、敷地を造成して、そこに住民総参加で白地図を書いて、住民に好きなようなまちづくりをしましょうと検討したんです。まさしくそのとおりなんですよ。その中には復興住宅と、宅地造成して一般住宅と集合しているわけですよ。何でかといったら、復興住宅には高齢者が住むと、若い人たちは一戸建てに住むんだと。そうするとその敷地帯には将来、お年寄りの人は孫もいない人は隣の若い夫婦の子どもを見たり、若い人は年寄りの面倒をみたり、将来性を考えて玉浦西地区はやったんですよ。私はすばらしいと思うんですよ。川俣だって、ただあそこに空き地があったから、もともとあそこに公営住宅をつくるなんて誰も考えてなかったんですから、その前には宅地造成して、山木屋の方、あと被災地の隣接の方を入れて宅地造成して、その中にやるというあれがあったようですが、残念ながらそれは実現しませんでした。まさしく玉浦西地区はすばらしいと思いますよ。やっぱり将来的にも、そういう団地というんですか、そういうような地域ができますと、大型スーパーも入ってきたと。まさしく以前よりすばらしい地域づくりができたということで、私もずっと関心を持っていたんですが、今度完成したようでございます。

あそこだって、まだまだ間に合うんだったら、はっきりと住む方を調査して、そういうふうなまちづくりをするべきだと私は思うんですよ。先ほど同僚議員からも少子対策、いろんな問題が出ましたが、まさしくそれもあそこに高齢者と若い人が一緒に住むんだというような環境づくりしないと、なかなかこういう小さい町で人口増にならないだろうと私は思うんです。今ではちょっと遅いかなと思うんですが、最後になりますけども、町長これ、負の財産にならないようにだけは、しっかりとやっていただきたいと思って、この質問は終わらせていただきます。時間もありませんので、最後の質問に入らせていただきます。

先日、街路灯会のほうから旧町内の街路灯会、維持が大変だというふうなことで、町のほうに譲受したいという陳情がありまして、町のほうで引き受けた経緯がございます。川俣町はご存じのとおり地場産業がございまして、各地区に商店街があり、一世を風靡した町でございます。各町内競って街路灯をつくった経緯がございます。だんだん衰退しまして、街路灯の維持も大変だというようなことで町のほうにお願いしたわけでございますが、せっかく町が譲受したわけでございますので、震災のときにも街路灯は停電になって暗くなりましたよね、そういうことも考えながら、災害にも対応するような、あとは町の中を歩いてもすばらしい街路灯だなというような計画はありますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 質問にご答弁いたします。街路灯会の街灯でございますが、先ほど町長からも答弁ございましたとおり、6街路灯会のうち、今現在、一つの街路灯会と手続中でありまして、三つの街路灯会については手続を開始してないとい

うこととございます。災害にも対応できるような街路灯に改修したらいいんじゃないかというような計画でございますが、今のところ、まだそのような整備計画は持っておりませんが、今後、譲り受けが完了しましたらば、そのような整備計画について検討してまいりたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 中心市街地の活性化計画もやっておりますので、そういうがなにも取り入れながら、以前にはイルミネーションでかなりにぎやかにしようと言ったんですが、残念ながらいろいろ問題あって今は

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○4番（鳴原利光君） 補助金もらってやったところは一つもイルミネーションは使っておりません。補助金をもらってない中丁だけが今でもぴかぴかと使っております。そういう無駄な金を使わないように、生きた金を使うために、やっぱりしっかりとやってもらいたいですが。

以前、私ちょっと岩手県の南部のほうに行ったんでやったんですが、ある自治体で発注したんだという、すばらしい街路灯の鋳物でつくったやつをやっていたんですが、ステンレスのポールと違って風情がありますよね。ランプ灯ではないですが、やはり川俣町も中心市街地が暗いんですから、一遍にできるとは私も思っておりますが、やはり統一したやつをしっかりとつけて、設置するべきだと思うんですよ。今まで町で引き受けて、やろうという計画は何年か前もあったみたいですが、各町内がいろいろ運営の仕方ですらいろいろ問題があったものですから、やっとなんか来て、いいんだか悪いんだか、逆に言えば悪いかもしれない、商店街がなくなれば。そういう点でしっかりと町長政策の中で、こういうことこそ中心市街地活性化とかで国からでも補助金をいただいてやるべきだと思うんで、その辺、町長、どんなお考えかお答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。街路灯につきましては、議員も今お質しのよう、中心市街地の中に、特に町中のにぎわい、あるいはまた安全・安心、明るさも取り戻すという意味では、いろんな意味では統一した考えも大事だと思います。ただ、今、議員の話にありましたが、それぞれの商店街の考え方もございます。それを今まとめているところなんですけれども、その点も含めながら中心市街地の活性化の一つの位置づけをして、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 時間もないので最後にしたいと思いますが、私もきょう大きい数字3点ばかり質問させていただきました。まずは、ことしに入りまして、ネパールの大地震、鹿児島県の口永良部島の新岳の噴火、また日本列島今、各地火山活動が活発、ましてや地震も大なり小なり出ているわけです。その辺のこともしっかりと踏まえな

がら、また町営住宅が町の負の財産にならないように、そして、街路灯をつけて、川俣町が明るい未来に向けるよう、ぜひとも町長、施策でやっていただきたいなと思って、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒沢敏雄君） 14番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○14番（石河 清君） 14番議員の石河でございます。私は地域住民の皆様方や、町民の方々から私ども日本共産党や後援会のほうにお寄せいただいた諸要求や願いの中から、さきに通告しておいたとおり、大きくは3点、細部については9点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策・対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

最初の質問大きな第1点目は、戦争法を許すなについてであります。安倍首相は、5月14日閣議決定後の会見で、戦争法という批判に無責任なレッテルを張り、声を荒らげ、アメリカと一緒に戦争することなどあり得ないと打ち消しに躍起になっているわけであります。しかし、この日本の法案の名に平和や安全をつけてごまかそうにも、その内容はアメリカと一体の戦争法そのものであります。新法である国際平和支援法案は、いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊派遣を狙う海外派遣恒久法にほかないわけであります。これまで政府は、テロやイラクの特別措置法をつくらせて対処してきたところではありますが、一々法律をつくらなくても切れ目なくアメリカの戦争支援に出動できることになるわけであります。

平和安全法制整備法案は、自衛隊法、有事法制など、10本もの法律を全て海外派遣用につくりかえるというものであります。一括法にして審議を短縮し、アメリカ政府と約束で夏までに成立させようというものであります。平時から、集団的自衛権の行使に至るまで、あらゆる事態で米軍を支援することになるわけであります。自衛隊の活動はこれまで、非戦闘地域に限っておりました。ところが今回、国際平和共同対処事態に対処するとして、戦闘地域での危険な後方支援、戦争装備調達、米兵などの搜索、救助では戦闘現場の活動、武器輸送や弾圧、弾薬提供まで可能にいたします。PKO活動も危険な政治維持任務や、3,500人もの死者を出した国連が統括しないアフガンなどの国際治安支援部隊にも道を開くものであります。

日本周辺に限っていたものを、政府が重要影響事態と判断すれば、地球規模で他国軍を支援でき、歯どめは何もなくなるわけであります。さらに、日本がどこからも攻撃されていなくても、他国への武力攻撃を存立危機事態として自衛隊が武力行使する集団的自衛権行使を明記しているわけであります。これでは、自衛隊が地球規模で戦闘の現場に行き、武器を使用し、殺し殺されることがまさに現実になってしまうわけであります。どの世論調査でも戦争法に反対が多数であります。戦争法の本質が国民に知られることを何よりも恐れているのは、安倍政権と戦争推進派の勢力であります。戦後70年、憲法9条を守り抜いてきた私たち日本国民であります。戦争国家づくりは、絶対に許せないというふうに考えるわけであります。平和と民主主義を守る立場から、町長の所見についてお伺いをしておきたいと思います。

続いて、大きな質問の2点目、山木屋地区の復旧・復興の取り組みと見通しについ

てであります。申し上げるまでもなく、復興にとって重要なことは、住民の復興であります。全ての被災者の生活となりわいが再建するまで、国が必要な支援を行うことを大原則に据え、全ての原発事故被害に国と東電の責任で必要な支援を行わせるよう国、東電に強く求めていかなければならないというふうに考えるわけであります。

細部の質問1点目、山木屋地区住民の皆さんが一日も早く帰還し、安心・安全に暮らすためにも、山木屋地区の復興拠点整備事業については、急いで取り組むべきであるというふうに考えるわけですが、今後の当局の取り組み方針と段取り、見通しについてお伺いしておきたいと思ひます。

細部の質問2点目、山木屋地区の除染についてであります。生活圏、住宅周りの除染については終了したというふうにお聞きをしているところでございますが、当然、除染の目標である空間線量毎時0.23マイクロシーベルト以下となるよう除染すべきであるというふうに考えるわけであります。除染実施前と比較し、線量はどの程度減少したのか。また、ホットスポットなど、住宅周りの放射線量が高いところについては、再除染を実施すべきであるというふうに考えるわけですが、国に対してもさらに除染のスピードを速め、取り組みを強く求めるべきというふうに考えるわけですが、今後の当局の対応をお伺いしておきたいと思ひます。

続いて、細部の3点目、山木屋地区除染に関する検証委員会も立ち上げられ、初会合も開かれたというふうにお聞きするが、検証委員会のメンバーはどのような方々で、初会合の内容はどのようなものだったのかお伺いをしておきたいと思ひます。

細部の4点目、山木屋地域は、今日まで主な基幹産業は農林業で生活をしてきたところであります。特に地域の8割は山林であります。林産物からの収入はもとより、山の恵みをいただきながら、今日まで生活を営んできた長い歴史があるわけでありす。将来もこの地域に生活するわけでありすので、当然山林や河川についても一日も早くの除染に取り組むよう国に求めるべきであるというふうに考えるわけでありす。町の今後の対策・対応を伺うものであります。

細部の5点目、住民の帰還に向けては、電気、通信、生活用水の確保、山木屋診療所の整備、住民の村営運行の確保などはもちろんでありますけれども、本年度帰還に向けた再生加速事業として、12項目の事業が取り組まれるようであります。これらの事業の取り組み状況と、実施見通しについてお伺いをしておきたいと思ひます。

続いて、細部の質問6点目であります。農業地帯である山木屋地区で一日も早い営農を再開するためにも、本年度は大変重要な年であるというふうに考えるわけでありす。今年は水稻の作付を初め、主な作物の実証栽培、農地保全管理事業、復興組合支援事業など取り組まれるようになると思ひますけれども、営農再開に向けての具体的な取り組み方針をお伺いしておきたいと思ひます。

続いて、細部の7点目、住民の帰還、営農再開に向けて一番の障害になるのが、除染の仮置き場になってくるというふうに考えるわけでありす。現在まで確保している仮置き場の箇所数や、面積、数量は、トンバックなどで何袋ぐらいとなるのかお伺いしておきたいと思ひます。また、今後、中間貯蔵施設への速やかな搬出について、

今後、国のほうに強く求めるべきであるというふうを考えるわけではありますが、町の対応を伺っておきます。

続いて細部の８点目、山木屋地区内、町道や生活道路など、震災からの復旧整備は全て終わっているのかどうか。特に国道１１４号線の今後の改良整備の方針についてはどのようになっているのか、お伺いをしておきたいと思います。

質問の大きな３点目、道路の修繕についてでございます。当局もご承知のように、町道遠西田代線、小ヶ坂地内につきましては、小島地区の住民にとりまして、福島方面への通勤はもとより、毎日の通学、生活道路として大変重要な路線であります。昨年から避難地域となっている山木屋地区や、飯舘村などへの山砂の運搬のため、特に大型ダンプの頻繁な通行によりまして、舗装路面が大きく損傷し、横断側溝などの一部も下がってしまっております。車の通行を特にオートバイや自転車などの通行に支障を来しておるところであります。大変危険な状態にもなっております。舗装のオーバーレイや修繕など、早急に実施すべきであるというふう考えるわけではありますが、当局の今後の対策・対応について、伺いたいと思います。

以上、大きくは３点、細部９点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策・対応について質してまいりたいと思う次第であります。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時です。

（午前１１時５４分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。

（午後　１時００分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　一般質問を続けます。当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　１４番　石河清議員のご質問に答弁いたします。初めに、戦争法許すなの、（１）平和を守る立場から町長の所見を伺うについてのご質問でございますが、共同通信社が５月３０日と３１日に行った全国電話世論調査によれば、安全保障法制について、十分に説明されていると回答した方の比率が１４．２％にとまる一方で、説明不足と回答した方は８１．４％に達し、国民の多くが、今回の安全保障法制をめぐる政府の姿勢に疑問を投げかける結果となっております。

また、安倍首相が、日本のリスクが安保法制化で下がると言及している戦争のリスクに関しても、６８％の方が、逆に自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなると回答したところであります。

政府が進める安全保障法制は、集団的自衛権の限定的な行使を可能にすることなどを柱としたものであり、専守防衛を維持しながら自衛隊がさまざまな脅威に対して切れ目なく活動できるようにする内容であります。

政府は国の存立を全うし、国民を守るために必要であるとしておりますが、私はそもそも憲法の前文や第９条により禁じられている集団的自衛権の行使を政府がその解釈を変更することによって、容認することには疑問を感じております。

私は、戦後日本社会の大前提である平和主義は、断固守り抜いていかなければならないものと強く確信しております。現在、安全保障法制については、法案が作成され国会で審議されておりますが、政府においては、国民の意見を真摯に聞き、国民の平和を願う思いをしっかりと受けとめながら、十分な理解が得られるまで繰り返し議論を尽くしていくべきであると考えております。

次に、2点目の山木屋地区の復旧・復興の取り組みと見通しはの（1）復興拠点整備事業の今後の取り組み方針と見通しはについてのご質問でございますが、復興拠点整備事業につきましては、先月、28日の議会臨時会において、復興拠点の商業施設に係る調査、設計費予算を可決いただいたところであります。

この商業施設につきましては、山木屋地区の避難指示解除後の生活再建、利便性の確保、地域活性化等を目的として、早期整備に向け準備を進めるものであり、設計等に当たっては、運営におかかわりいただく意向をお持ちの地域の方とともに進めてまいりたいと考えております。

また、今後、具体的な事業実施については、企画財政課から原子力災害対策課が引き継ぐこととしており、地質調査、井戸調査、測量敷地造成設計、建築基本設計、実施設計を進めてまいります。

次に、（2）除染により線量はどの程度減少したか。また、再除染が必要なところは国に求めるべきだが町の対応はについてのご質問でございますが、山木屋地区における除染につきましては、昨年8月に住宅を中心とする生活圏において完了しており、除染実施箇所の放射線の低減率は、地区平均で約49%、避難指示解除準備区域では平均で約48%、居住制限区域では平均で約52%の低減となっているところでございます。

また、除染実施後の空間線量率は地区平均で毎時0.53マイクロシーベルト、避難指示解除準備区域では平均で毎時0.47マイクロシーベルト、居住制限区域では平均で毎時0.99マイクロシーベルトであります。環境省においては、局所的に放射線量の高い地点においては、追加的な除染を実施したほか、今後、実施予定である事後モニタリングの結果を踏まえ、線量の上昇などがあれば、フォローアップ除染に取り組むとともに、除染に関する相談窓口を設けるとしております。

町といたしましては、山木屋地区の住民の皆様が安心して帰還することができるよう、国に対し引き続き、さらなる線量低減に向けての対策を求めている考えであります。

次に、（3）除染に関する検証委員会のメンバー及び初会合の内容はについてのご質問でございますが、検証委員会につきましては6名の委員からなり、近畿大学原子力研究所所長の伊藤哲夫先生、千葉大学環境リモートセンシング研究センターの近藤昭彦教授、近畿大学原子力研究所の山西弘城教授、福島県立医科大学放射線健康管理学講座助手の宮崎真氏、福島大学人文社会群行政政策学類の今西一男教授、放射線安全フォーラムの多田順一郎理事であります。また、4月16日には第1回委員会を開催し、山木屋地区の現地視察の実施に加え、会議では、委員長を伊藤哲夫委員に、副

委員長を近藤昭彦委員に選任したところであります。さらに、放射線の健康への影響、除染の効果、環境回復について科学的知見により分析、検証を行い、その結果については、避難指示解除に関する町の判断材料の一つとするとして、今月下旬を目途に中間報告をまとめることを確認いたしました。

また、先月１１日には第２回委員会を開催し、除染効果の検証に当たっては、国の避難指示の基準である年間２０ミリシーベルトを基準とする一方、除染の長期的な目標である年間１ミリシーベルトについては、今後、放射線量がどのように下がっていくのかを科学的知見から予測していくことを確認したところであります。

次に、（４）山林や河川の除染も国に求めるべきだが町の対応はについてのご質問でございますが、国に対しては、これまで一貫して繰り返し、山林や河川の除染方針や工程について早期に示すよう強く求めており、このうち、山林につきましては、林野庁が中心となって、効果的な放射線低減対策を研究しており、山木屋地区においても複数の箇所で行なわれているところであります。町といたしましては、引き続き、山林、河川の除染の実施に向け、粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、（５）１２項目の再生加速化事業の取り組み状況と見直しはについてのご質問でございますが、この１２項目につきましては、一昨年の避難指示区域の見直しの際に、町から原子力災害対策本部長である安倍晋三総理大臣に対して示したものであり、議員におかれましては、１２項目における帰還再生加速事業、福島再生加速化交付金を活用した復興事業の進捗についてのお質しのことと思います。

１２項目に関連する主な帰還再生加速事業、福島再生加速化交付金を活用した復興事業につきましては、ため池除染やいぐねの伐採、井戸掘削、営農再開支援等であり、初めに、ため池の除染につきましては、生活圏の空間線量に影響を及ぼしている場合は、環境省が除染することとなっているほか、営農再開や農業復興の観点から対策が必要な場合は、農水省が作成する技術対策マニュアルに基づき対策を進めることとなります。町では、ため池台帳に掲載されているもののほか、台帳未掲載のため池についても除染に向けた調査を行うこととしており、基礎調査では利活用状況などの管理実態調査、水や泥に含まれる放射性物質調査、空間線量などのモニタリング調査を実施いたします。

また、詳細調査では面的濃度分布、深度別濃度、対策区分の選定などの調査を実施する考えであります。いぐねの伐採につきましては、環境省では、住宅除染の完了時において、いぐねの影響により線量が低下しない場合にのみ、伐採するという方針をとっておりますが、環境省におけるいぐねの空間線量率影響調査では、山木屋地区では、いぐねが空間線量に与える影響はほとんどないと結論づけており、実質的に除染による伐採は困難となっております。そのため、町といたしましては、復興庁と協議を重ね、早期帰還の意向を持たれる方を優先に、住民の皆様と相談しながら、住宅へ倒れる恐れのある樹木などの伐採を実施しているところです。昨年度は、５１世帯で６６９本の伐採を実施したところであり、今年度も引き続き実施いたします。

また、井戸掘削につきましては、平成２５年１２月に実施した住民意向調査で、避

難指示解除後、早期に帰還するとの意向を示され、昨年7月にお申し出いただいた71世帯を対象としており、昨年度においては25世帯分を実施し、今年度は46世帯分の実施を計画しております。

次に、営農再開に向けての具体的な取り組み方針はについてのご質問でございますが、山木屋地区の営農再開につきましては、営農組合と再生受託組合による農地保全体制を基幹として、県補助事業を活用した農地保全、地力増進に向けた取り組みを推進しております。

また、先月24日には、日向地区において、環境大臣とともに田植えが行われたところではありますが、引き続き、水稻を初め、小菊、そば、リンドウなどの実証作付事業を積極的に行い、農作物の安全・安心の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

さらに、県と連携しながら農地への暗渠排水一体型施工を進めるとともに、通い農業支援や有害鳥獣被害対策を講ずるほか、農地の集約化を含め、山木屋地区に適した今後の営農のあり方について検討を進める考えであります。

山木屋の農業者の方々につきましては、平成28年12月までの農業損害が一括して賠償される包括請求がなされているところではありますが、山木屋地区の営農については、農作物の安全・安心の確保に加え、仮置き場の問題や農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害など、再開に向け課題はあると認識しております。

町といたしましては、引き続き、これらの課題解決及び営農再開を目指す方々への支援の拡充に、関係団体と連携しながら取り組んでまいる考えであります。

次に、(7) 仮置き場の箇所数、面積、トンパック袋数は。また、中間貯蔵施設への速やかな搬出を国に求めるべきだが町の対応はについてのご質問でございますが、本年5月現在で設置済みの仮置き場は35カ所、面積では、約124.3ヘクタールであります。また、フレコンパック数では約29.6万袋となっております。

また、中間貯蔵施設につきましては、先月24日、環境大臣に対し直接、早期整備及び除染廃棄物の速やかな搬出を強く要望したところであり、引き続き、国に対して強く求めてまいる考えであります。

次に、(8) 地区内の復旧整備は終わったのか。また、国道114号線の今後の改良整備方針はについてのご質問でございますが、山木屋地区における町道の復旧整備状況につきましては、避難指示解除準備区域の10路線、20カ所について、平成23年度に終了しております。

また、居住制限区域の町道向出山・広久保山線及び町道坂下・坂下向山線の2路線、2カ所については、国の除染が完了した後に復旧工事を行うこととしておりましたが、このたび、復旧箇所の先行除染が終了したことから、今年度、復旧工事を実施してまいります。

次に、県が行う国道114号の改良整備でございますが、三つに分かれている各工区の事業進捗率につきましては、小綱木字反田地内の川俣バイパスの終点から小綱木字沢地内の小綱木バイパスの起点までの延長3.0キロメートルの区間である山木屋1工区、及び山木屋字問屋地内から山木屋字広久保山地内の浪江町境までの、延長5.

3キロメートルの区間である山木屋3工区につきましては、昨年度、第1回目の事業説明会を実施し、地権者の皆様へ道路計画の内容や今後の進め方を説明し、現在、地形測量・路線測量を実施しているところでございます。

また、小綱木字沢地内から小綱木字菅立目地内までの、延長2.6キロメートルの区間である小綱木バイパスにつきましては、起点である小綱木字沢地内から1.6キロメートルの区間については、平成25年に供用開始しており、残り1キロメートルの区間についても今月に完成予定であります。

国道114号の今後の改良整備方針につきましては、当路線は、ふくしま復興再生道路に位置づけられ、平成30年代前半までの完成を目指し、県が主体となって、町と連携を図りながら、戦略的に整備が進められているところでありますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、3点目、道路の舗装補修についての、(1)町道遠西田代線（小ヶ坂地区）の舗装の修繕を早急に実施すべきと考えるが対策・対応はについてのご質問でございますが、町道の舗装の維持管理につきましては、日ごろより道路パトロールや住民通報に基づき、舗装にあいた穴の補修などを行い、通行の安全確保に努めているところであります。

お質しのあった小ヶ坂地区、町道遠西田代線につきましては、山砂採取業者が使用する大型車両が、土砂運搬のため数多く通行したことによって、路面が著しく破損したものと考えております。町では、原因者である業者と現場で立ち会いの上、補修箇所や補修方法について確認をしたところであり、原因者に対し、早急に補修するよう求めるとともに、引き続き、道路パトロール等を行いながら、通行の安全対策に努めてまいりて考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 何点かについて、再質いたしたいと思います。

最初の戦争法を許すなということについては、ご答弁あったわけでございますけれども、本当に今、国民の先ほども町長からお話あったんですが、8割以上の国民の皆さんが法案についての説明が不足しているというような状況だというふうに思っております。我が町の町民、住民についても同じような状況ではないかなというふうに私は思っております。あと、今回、国会のほうで議論されておりますんですけれども、今回、国会のほうに与野党から参考人として招致されて、この憲法学者の皆さん3人おったわけなんですけれども、お三方とも与野党から呼ばれたんですが、憲法違反だというようなことをはっきり言っております。これは本当に私も1人ぐらいは反対じゃなくてあれかななんて思っておったんですが、この点について町長はどのように思っておりますのか、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。集団的自衛権の今回の関連でございますけれども、私、答弁の中で戦後日本社会の大前提である平和主義は、断固守り抜いていか

なければならないものと確信しておりますという答弁申し上げておりますが、このことは日本国憲法の前文では、三つにわたって平和がうたわれております。恒久の平和を念願し、また、平和を維持し、平和のうちに生存する権利を有するという、この日本国憲法の中に3度平和がうたわれておるわけでありますから、私はこれが日本国憲法のきょうなすものだと思っておりますのでそのような考え方で今いるということについて答弁をさせていただきました。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 基本的に平和を守るということで、憲法を守るということでのご答弁でありますので、そのようなことで今後も町長として町民の命や暮らし、平和を守る立場で頑張っていたきたいというふうに思う次第であります。

あと、山木屋地区の復旧・復興の取り組みと見通しについてなんでもございますけれども、最初に町長にもお伺いしておきたいと、認識についてお伺いしておきたいというふうに思う次第でございます。

私もいよいよことし、来年は本当に帰還に向けて、山木屋の皆さんにとっても、私どもにとっても大変重要なことし、来年になると、特にことしは大変重要な年になるのではないかなというふうに思っております。特に、帰還するに当たっては、これは本当に最低条件で申し上げますが、放射能はもちろん、私は基本的には0.23マイクロシーベルト以下になるよう徹底除染をするべきだというふうに再三申し上げておるんですがございますけれども、当然戻ってからも健康で本当に安心して暮らせるそのような生活環境、またあと生活していける経済的な裏づけといいますか、やっぱりそのような最低限の条件といいますか、これは難しい問題でありますけれども、最終的にはやはり住民の方が戻る戻らないは、最終結論は住民の方が判断することだなというふうに私は思っておりますが、その辺の認識について、最初に伺っておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今、山木屋の復興状況についてのお話を申し上げましたが、きのうも6番 菅野清一議員のほうにも答弁しておりますけれども、区域再編のときにも、27年度中に帰還の時期については決めるという話をしておりました。それは、除染も含めて、またインフラもしっかりと対応すること、また生活再建に頼れる農業の再開等もできる、皆さんが安心して安全に生活できる環境を取り戻すことが前提だと思っております。それについては、きのうも答弁の中で申し上げたとおりでありますので、今、住宅周りの除染は終わっております。そして、ホットスポット的なところについては、今後またモニタリングでやるという話を伺っております。農地の除染がまだ終わっておりません。それを進めておりますが、終わったところからは実証栽培などを進めて、除染の効果を確認しながら、農作物を安心してつくれる、それによって風評被害対策にもつながるというような思いで、ことしから実証栽培のところから今度は市販する、販売する体制もつないでいこうというような実証事業にも取り組むことになっておりますので、そのような皆さん方が通い農業であれ、

また在勤農業であれ、安心して農業をできることが山木屋の皆さんにとっては農業地帯でありますから、大事なことだと思っております。そんな意味では、インフラ整備も含めてしっかりともの環境を取り戻す道筋、見通しも立てていくことが大事だと思っておりますので、今、国のほうにもそういった関係での要望活動をしっかりと今、しているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 除染についてでございますけれども、住宅周り、生活圏のところは終わったというふうに、答弁ではお聞きすると、平均で毎時0.53マイクロシーベルトだと、避難指示解除準備区域ではこの0.47、居住制限区域では平均で毎時0.99マイクロシーベルト、こういうふうになっておりますよね。当然、私ども山木屋以外の下のほうも、やはり0.23マイクロシーベルトを目標にして今やっております。追加除染もやっております。私も地域のところはかつておるんですが、0.1台か0.2台に、0.23以上のところも若干ありますけれども、大体なっているなというふうに思っておりますが、山木屋についても、当然除染をやるからには、0.23というのは大前提なんだよない。これを引き上げたり、町が、国、県が言うのは関係ないけれども、町として私どもと同じ0.23マイクロシーベルトにしなきゃならない。そのような除染をやるというのが私は大前提ですよ。その辺がどうも認識が甘いのではないかなというふうに私は思うのであります。それで、きのうちょっと議会もちょっと早く終わったんで、私も4時ごろからだったんですが、最近行ってなかったんで、山木屋のところ、私も東電から預かっている測定器あるものだから、正確かどうかわからないよ、参考にはなるので、ずっとはかつて行ってきました。主な公共的な場所とか何かも含めて、最初にまず小綱木の最後の家があるんですけども、菅立目のところの。あそこは追加除染をやったんですよ、ちょうど行ったら終わって、裏山の奥のほうやってみまして、住宅周りが終わったと。0.30です、玄関先で。私もこの前はかったらかなり高かったんですよ。なので、効果はあったかなというふうに、ここで私、思ったんです。

あと、山木屋のほうに行って、川きゅうのバス停のところで0.49マイクロシーベルト、郵便局が0.40、山木屋中学校が0.46、小学校が0.332、小学校は当然ながら終わっているのかなと、私が行ったのは5時ごろだから作業員もいないので、わからなかったけれども、0.332です。0.2台にはなってない。あと、農協のところは0.33ということでございます。ずっと114号線、津島のほうに登りまして、坂下の集会所が0.712、さすがに高いですね。乙8のほうに行くと、日向の食堂のところは0.631、高橋牧場のところでは、1.20ということでやっぱり高いところであります。あと、田代のほうにまいりまして、田代の集会所が0.347、もともとあの辺は低かったということもあったかもしれないけども、それでも0.347です。八木が0.33、戸草にまいりまして、0.314、蕨平に来て0.311です。なので、私の測定器も、議員は皆さんお借りして持っていますけど、参考にずっとはかつてみますれば、もちろん乙8は高いです、津島が高いから。でも、ほ

とんど0.3以下のところはないですよ、私のはかったところでは。0.58って平均とさっき答弁にもあったけれども、だとすれば、結果が出ているんだから、早く再除染に何で取り組ませないのかなと私は思うんですよ。もちろん農地の除染をやるのは当たり前だけれども、住むのは住宅だからね、やっぱり住宅をやって、裏山をやって、少なくとも家の住宅周り、生活の除染をやらなかったら、帰るなんて話にならんと私は思うんですよ。だから、さっきの小綱木のところみたいに再除染すれば下がるんだから、何で結果がこういうふうに出ているのに、再除染をやれというふうに国のほうに言っていないんですか、私はそれが不思議。これは早い時期にやらなかったら、そうでなくても今、福島切り捨ての方向なんですよ。どんどん除染だって来年、再来年になったら、再除染しろなんて言ったって見向きもしなくなりますよ。だから、早くやっぱりやらなきゃならないんですよ。再除染、追加除染は早目に段取りよくやらせて、本当に山木屋の皆さんが安心して帰れるような条件を、3.11前のゼロにはならないけれども、そこを目指してやらなかったらどうしようもない。国のほうに町長、なんで結果が出たのに早く再除染やれと言わないの。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 今、議員が、答弁申し上げますが、再除染、フォローアップ除染等について、農地の除染を今進めておりますので、それらもまだ全部終わって、そしてまた再度モニタリングを行います。今のような状況についても確認をしながら、再除染の要望については、これからも強くしてまいる考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） もちろん農地の除染もやっている、人手も足りないのは私もわかっています。だけれども、とにかく住宅周り、これは1軒、1軒を見たら、もっともっと高い家があると私は思います。私のはかった感じでも、大体公共的な場所だからね。大体玄関のところではかってきたんだけど。さっき答弁で、相談窓口、今度設けるようなこと言ったんですけれども、私の家は高いから相談窓口に行って、早く再除染やってくなんしょと言わなければ取り組まないということなんですか、その辺についてもお聞かせください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご質問にご答弁いたします。この相談体制は、フォローアップ除染、そのためにあるものでございます。その前に、事後モニタリングがございます。その結果が出てまいりましたら、住民の皆様がいろんなことを思って関係所のほうに、また町のほうにもご意見が届くと思います。それをつなぎまして、相談体制、フォローアップに持っていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） その辺もいろいろあろうと思いますけれども、住民の皆さんは今、避難しているわけですよ、自宅に住んでないんだから。だから、なかなか自分

で我が家のやったところも、気になっているからはかっていると思うんだけど、なかなかそれを把握している人は少ないです。気にはなっていると思います、我が家なわけだから、帰るところなわけだから。これは、やはり住民の方から相談される前に、町として国のほうにきっちりと早い時期に、先ほど言ったように、再除染をやらせるように、追加除染をやらせるように働きかけるべきだというふうに思うんですが、町長どうなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 質問にご答弁いたします。事後モニタリングによって、住民の皆様への線量が明らかになってまいります。当然、町のほうにもそういった情報が入ってくるとしますので、その情報をつかみまして、しっかりと催促してまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） とにかく、山木屋の住民も私どもと同じ川俣町民でございますので、とにかく住民からのいろんな相談を待っているような状況ではなくて、除染ばかりではないですけども、やはり町として国にも県にもお願いすることはお願いする、要望することはきっちり求めていかななくてはならないと私は考えておりますので、そのようなことで、今後とも町長は行動をとっていただきたいというふうに思っておりますのでございます。要請しておきたいというふうに思います。

あと、検証委員会、先ほど答弁はあったんですけども、私も検証委員会は大変重要な委員会になるのかなというふうに思っております。ですから、この検証委員会にももちろん町の職員も課長さんたちも入っていますよね。先ほどの答弁ですと、オブザーバーという格好にはなっておりますけれども、もちろん大学の先生だのが専門的な立場からご助言いただくというのは、これはもちろん私は大事なことかなと思いますけれども、やはり現場の声をこの検証委員会の中にも反映していただかないと、余り意味がないのではないかなというふうに思うんですよね。1回目、私は地元でやったようにお聞きしているんですが、2回目はこっちの地元じゃなくて、東京のほうでやったようにもお伺いしておりますけれども、これは、私は基本的にこっちの地元で検証委員会の会議は当然やるべきだなというふうに私は思いますが、その辺については、どのような今後対応になるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 質問にご答弁いたします。基本的には地元のほうで開催をいたします。

答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） 今後、基本的には地元のほうで、できれば現場を必ず見てもらいながら、そういう会議を開いてもらいたいと要請しておきたいというふうに思う次第でございます。今後、何回ぐらい予定されておるのか、またさらに、この検証委員

会が終わった際には、住民の皆さんにはもちろんでありますけれども、私ども議会のほうも終わったらすぐに、そういう情報はお知らせいただきたいというふうに思うんですが、その点についても対応お聞かせいただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 質問にご答弁いたします。会合のほうは、あと6回を予定してございます。そして、今月下旬に中間報告が取りまとまる予定でございます。取りまとまりましたら議会へきちんと報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） ちょっと申しわけないですが、戻るようになるんですが、今回の復興拠点の取り組みについてなんですけれども、これも後手後手になっておりますので、急いで私は取り組まなきゃならないというふうに思っております。それで、特に帰還された場合、一番生活の弱者ですね、お年寄りや障害者、仮設にも多分50何人の方はひとり暮らしの住民の方々がいらっしゃるというふうに私は思っております。ですので、今回、拠点整備の中に、町営住宅も考えて10戸ほどですか、載ってはおりますけれども、私は、将来どっちにしろ、ひとり暮らしの皆さんや障害者の皆さんが帰って、問屋前の場所のいいところに住んでらっしゃる方がいいと思うんだけれども、山木屋も広い地域でございますし、へんぴなところに住んでいる皆さんがおられるわけですよ。そこに帰っても、なかなか生活が成り立たないというふうに、私は心配しておりますよね。なので、本当に安心して、山木屋に帰るとなった場合は、共同生活もできるような、そういう住宅が必要だなというふうに私は思っておりますよ。共同生活、しかもお金も余りないわけにありますから、安くて本当に誰でも入れるような、共同生活ができるような、そういうものを町の責任で、この住宅を私はつくっていかなきゃならないのではないかなと、今度の整理の中に入れていかなきゃならないのではないかなというふうに思っておりますけれども、その辺について、お聞きしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 答弁申し上げます。議員おっしゃいますとおり、復興拠点におけます町営住宅につきましては、住民の方から出された意見を踏まえまして、高齢者にも優しい住宅ということで、構想段階ではありますが、計画を練っているところでございます。こちらにつきましては、現在10戸程度というふうにしておりますが、今後、住民の方の帰還の状況や、今後の地域の実情、さらには整備を進めております復興公営住宅、入居状況を踏まえた上で、より具体的に計画を詳細に詰めていく考えでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） ひとり暮らしの皆さんや障害者の皆さん、数も限られておるわけですから、本当に今のうちから後手後手にならないように、人数やなんかも確認す

れば、今だったらできると思うんです。もちろんアンケートやなんかも、これからやるというふうには言っておりますけれども、ですから、その辺も反映されて、本当に私は10戸では足りないのではないかなと思っておるんですよね。共同して生活できるとなれば、設計の段階からそのような建物をつくらなきゃならないわけだから、普通の住宅では私はだめだと思うんですよ。その辺も踏まえた共同生活できるような、やっぱり住宅をぜひ私は、学校のことは申し上げませんが、もし学校なんかもどうしても使わないというような方向になれば、学校なんかも共同生活できるような建物にも、ちょっとお金をつかえば、改造すれば、できるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。高齢者の優しい住宅については、きのうも議員の質問に答弁申し上げましたが、山木屋の復興住宅について新中町にも計画しており、また戻ってからの、今、議員お質しのような要望に応えるためにもということで、計画を立てております。それはきのうも説明申し上げましたが、共同生活のできるような内容を含めたものにしていきたいということで、現在構想を立てたところでございますので、そのような中で皆さんが帰還するに当たりまして、皆さんが安心して生活ができる環境をつくることについての計画はしっかりと立ち上げ、具体化することに取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） あと、除染にまたなるんですけれども、やはり山林、河川、ため池ですか、ため池でもやると言っておるんですが、やはり山林、河川、河川なんかも、土砂をはかってみないとわからないんですが、多分高いのではないかなというふうに思うんです。また、これからそのような測定やなんかをやるようなさっきの答弁でありますけれども、そういうのも早くやらせて、山林も、帰ってずっと将来も住むわけだから、私らも同じだけれども、特に山木屋は国直轄でやっているわけだから、国の責任で、山も河川もため池も本当に全ての環境を3.11以前に取り戻させるように、国の責任で強くこれは求めていかなきゃならないと。その辺の認識を町長から改めてきっちり国のほうに言わなきゃだめですよ。そうじゃないと、本当に来年、再来年になったら、今のままでは福島切り捨ての方向にどんどんなっているわけだから、賠償金も含めて。除染なんか見向きもされなくなると、私は心配しておるから言っているんです。早くやらせないとだめなんです。せめて里山ぐらいはやらなかったらば、山木屋に住んでいられないと私は思います。家の周りの里山ぐらいは、私は全部やってもらわないと困るんですが、その辺の考えはどうですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今の山、山林、河川等についての質問については、先ほど答弁申し上げたとおりでございますけれども、今、議員お質しのように、山は生活の一部になっているし、また山を生活の場に行っている方もおられるわけであ

りますから、この山林の除染はしっかりとやっていくべきだと、私は強く国のほうにも訴えております。現在、住宅林への20メートルということで行っておりますけれども、今、さらに山の除染をどのようにしていくかについては、それぞれ環境省、また農林水省等々で林野庁で研究を重ねているところでございまして、山木屋等でも実験のようなことで進めている部分もございますから、そういったことの知見が得られれば、私は、今、言われるような里山の除染にも入っていくものと考えておりますけれども、しかし、それは強く要望活動も切れ目なくやっていかななくてはならないと思っております。

また、河川のほうも、水のほうには移行しないとはいっても、泥が下にたまっておりますから、そういった意味での河川の除染は私も重要だと思っております。そんな意味でも国のほうにも、その点について強く要望しているところでございます。ため池も前段いろいろ議論ありましたが、おかげさまで川俣の場合は、今、調査人員も入り、また具体的な除染にも入るということになっておりますから、この山の除染も本当に川俣、山木屋だけの問題ではないんでありますけれども、本当に方針が決まってこないということで、我々も早くやってくれというような思い、強く強く抱いているところでございますので、これからも切れ目なく要望活動もしっかりと進めながら、環境を取り戻し、そこで仕事ができるような見通しをつくれるような除染について要望してまいりますので、ひとつよろしくご理解のほどお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 石河清君。

○14番（石河 清君） あと、山木屋の皆さんの帰還に当たっては、やはり当然道路も本当に整備していかなきゃなんというふうに思っておるんです。特にこの114号線も津島のところでとまっております。だから、これも早く、除染をやらないと通れないんじゃないかなと私は思うんですが、津島のほうに将来は、私どもの仮置き場から、当然中間貯蔵施設に運搬するのに使うようになると思うんで、国、県のほうに強く要望していただいて、この道路についても山木屋地内も、あと浪江の方向に向かっての道路整備促進に向けて、運動を強めて、要望を強めていただきたいというふうに思うんですが、この辺の取り組みについても伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。先ほど、今月中の供用と申しあげましたけれども、沢のトンネルから、笠原鋳物のところまでについては、子会社まで開通しておりますので、今度開通式を行います。そのように、事業がおくれないように、町としても強く要望しております。具体的に、沢から仁井町までの区間についても、要旨説明も終わり、路線も説明も終わりました。これからは用地買収に入るものと思っております。また、笠原鋳物から前線山木屋境までありますが、こちらのほうについても具体的な計画が上がりまして、大体路線も決まりました。そんなことでありますから、これは早くやるように要望しておりますが、今般、国の財源見通し、負担の問題が出されました。それには114、349、原町街道が

入ったわけでありますけれども、これは復興に欠かせない道路でありますから、これは全部国負担でやると、やるべきだということは私も言っておりますし、国でも言っておりますので、一緒になってこれは財源確保もしっかりと継続してやって、そして早く路線が開通されるように取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 時間です。

○14番（石河 清君） 以上で終わります。



◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催していただきます。なお、各常任委員会の運営につきましては、各常任委員長さんをお願いいたします。

今定例会の最終日、明日10日、水曜日は、午前10時から議会運営委員会、午前11時から全員協議会を開催し、午後1時から本会議を開催する予定であります。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後1時50分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 遠 藤 宗 弘

同 署名議員 村 上 源 吉